

【玉掛け技能講習】

1. 講習科目と時間

講習科目		講習時間	一般講習	一部免除者（時間）			
			19時間	18	16	15 (1)	15 (2)
学科講習	クレーン等に関する知識	1	1	1	1	1	
	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	3	3	3	3	—	
	クレーン等の玉掛けの方法	7	7	6	6	7	
	関係法令	1	1	1	1	1	
	小計	12	12	11	11	9	
実技講習	クレーン等の玉掛けの作業	6	6	4	4	6	
	クレーン等の運転のための合図	1	—	1	—	—	
	小計	7	6	5	4	6	
合計		19	18	16	15	15	
所要日数（目安）		3日	3日	2.5日	2.5日	2.5日	

## 2. 受講資格

講習時間	受講資格
1 9時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け業務経験のない者 (第 2 条第 2 項)</li> </ul>
1 8時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法施行令第 20 条第 6 号若しくは第 7 号の業務又は労働安全衛生規則第 36 条第 6 号若しくは第 15 号から第 17 号までの業務に、6 月以上従事した経験を有する者</li> <li>・鉱山保安法第 2 条第 2 項及び第 4 項の規定による鉱山（以下「鉱山」という。）においてクレーン（労働安全衛生法施行令第 20 条第 6 号のクレーンに限る。）の運転の業務に 1 月以上従事した経験を有する者</li> <li>・鉱山においてつり上げ荷重が 5 トン以上の移動式クレーンの運転の業務に 1 月以上従事した経験を有する者 (第 3 条)</li> </ul>
1 6時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が 1 トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務又は制限荷重が 1 トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に 6 月以上従事した経験を有する者 (第 4 条第 1 項)</li> </ul>
1 5時間 (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つり上げ荷重が 1 トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に 6 月以上従事した経験を有する者 (第 4 条第 2 項)</li> </ul>
1 5時間 (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</li> <li>・床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 (第 3 条)</li> </ul>